

労働省は官報にて、非常事態宣言の期間内での企業閉鎖、従業員への一時休業を禁止し、これらを厳格に実行する旨の告示を発した。

総理大臣は、閣僚会議の決議に基づき以下告示する。

2020年非常事態法第5条に基づき2020年3月26日より非常事態宣言を発した。これは、コロナ2019すなわちCOVID-19の蔓延を警戒しコントロールし、国民が安全な生活と通常の生活を送れるようにするためである。

労働省大臣は仏歴2518年労働関係法第25条、第36条に基づき、以下の告示を発する。

第1条 本告示は、官報に掲載された日から施行する。

第2条 雇用者及び従業員は、労働関係法B.E. 2518(1975)を厳格に遵守しなければならない。王国内のあらゆる地域で発生したいかなる労働争議、企業活動においても両者が合意できない場合、労働関係委員会の裁定を受ける

第3条 王国のすべての地域において雇用主による企業の閉鎖、及び従業員の休業措置を禁止する。

第4条 本告示施行以前に企業の閉鎖、及び従業員の休業措置が行われていた場合、雇用者は従業員を勤務に戻らせ、休業中の従業員は通常通り勤務させる。

2020年5月6日告示

チャトゥモンコン ソーナクン

労働大臣